

日医発第640号（保126）  
平成28年8月30日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

#### 検査料の点数の取扱いについて

平成28年7月27日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（E3 1件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成28年8月1日から適用となりました。

また、今回の通知により、平成28年5月31日付保医発0531第1号により平成28年6月1日から保険適用された検査（ Dengueウイルス抗原及び抗体同時測定定性）の取扱いが一部改正されております。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌10月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて  
（平28. 7. 29 保医発0729第4号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査等（日本医師会医療保険課）

保医発0729第4号  
平成28年7月29日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公印省略）

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）の一部を下記のとおり改正し、平成28年8月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

#### 記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D007血液化学検査中（51）を（52）、（50）を（51）とし、（49）の次に次のように加える。

（50） 25-ヒドロキシビタミンD

ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1, 25-ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D012感染症免疫学的検査中(45)に次のように加える。

オ 「43」のデングウイルス抗原定性と同抗原・抗体同時測定定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(49) 略 <u>(50) 25-ヒドロキシビタミンD</u> ア <u>25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>の所定点数に準じて算定する。</u> イ <u>本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。</u> <u>(51)・(52) 略</u></p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(44) 略 (45) デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性 ア～エ 略 オ <u>「43」のデングウイルス抗原定性と同抗原・抗体同時測定定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u> (46)～(52) 略</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(49) 略 (新設)</p> <p><u>(50)・(51)</u></p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(44) 略 (45) デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性 ア～エ 略 (新設)</p> <p>(46)～(52) 略</p>

# 新たに保険適用が認められた検査等

平成 28 年 7 月 29 日 保医発 0729 第 4 号（平成 28 年 8 月 1 日適用）

## （１）新たに保険適用が認められた検査

測定項目	25-ヒドロキシビタミンD
商品名	リエゾン 25水酸化ビタミンD トータル (協和メデックス株式会社)
区分	E3 (新項目)
測定方法	化学発光免疫測定法 (CLIA法)
主な測定目的	血清中の25-ヒドロキシビタミンD濃度の測定 (ビタミンD欠乏症の診断の補助)
参考点数	「D007」血液化学検査 「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD <sub>3</sub> 400点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日保医発0304第3号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。(変更箇所下線部)  第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料  <b>D007 血液化学検査</b> <u>(50) 25-ヒドロキシビタミンD</u> <u>ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。</u> <u>(51)・(52) 略</u>

## (2) 通知の一部改正

平成28年5月31日付 保医発0531第1号により以下の検査が平成28年6月1日から保険適用されたが(平成28年6月9日付 日医発第277号(保84)にて連絡済み)、当該検査の取扱いについて、今般、下線部が追加された。

<b>測定項目</b>	<b>デングウイルス抗原及び抗体同時測定定性</b>
<b>商品名</b>	バイオライン デング Duo NS1Ag+IgG/IgM (アリーア メディカル株式会社)
<b>区分</b>	E3 (新項目)
<b>測定方法</b>	イムノクロマト法
<b>主な測定目的</b>	全血又は血清中のデングウイルスNS1 抗原、抗デングウイルスIgG 抗体及び抗デングウイルスIgM 抗体の検出 (デングウイルス感染の診断の補助)
<b>参考点数</b>	「D012」感染症免疫学的検査 「43」デングウイルス抗原定性 233点
<b>関連する留意事項の改正</b>	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日保医発0304第3号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。(変更箇所下線部)</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p><b>D012 感染症免疫学的検査</b> (1)～(44) 略 (45) デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性 ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査 の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。 イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。 ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。 (イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか (ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか (ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか (ニ) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料 エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。 <u>オ 「43」のデングウイルス抗原定性と同抗原・抗体同時測定定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u> (46)～(52) 略</p>

(日本医師会医療保険課)